

岩手県告示第781号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、その旨公告する。

令和3年11月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 都市計画の種類 都市施設（道路）

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 盛岡市南仙北一丁目から北飯岡一丁目まで（別紙図面のとおり。）
- (2) 盛岡市城西町から繫字尾入野まで（別紙図面のとおり。）
- (3) 盛岡市上堂一丁目から滝沢市鶉飼八人打まで（別紙図面のとおり。）
- (4) 滝沢市下鶉飼から鶉飼御庭田まで（別紙図面のとおり。）
- (5) 盛岡市盛岡駅前通から下飯岡20地割まで（別紙図面のとおり。）
- (6) 盛岡市津志田15地割から湯沢17地割まで（別紙図面のとおり。）
- (7) 盛岡市西仙北一丁目から紫波郡矢巾町流通センター南二丁目まで（別紙図面のとおり。）
- (8) 盛岡市仙北一丁目から上太田細工まで（別紙図面のとおり。）
- (9) 盛岡市夕顔瀬町から紫波郡矢巾町大字煙山第3地割まで（別紙図面のとおり。）
- (10) 紫波郡矢巾町大字土橋第10地割から滝沢市滝沢字巣子まで（別紙図面のとおり。）
- (11) 紫波郡矢巾町大字藤沢第5地割から盛岡市永井1地割まで（別紙図面のとおり。）

3 変更に係る都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和3年11月16日から同月30日まで
- (2) 場所 岩手県県土整備部都市計画課及び盛岡広域振興局土木部並びに盛岡市役所、滝沢市役所及び矢巾町役場

備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の案の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。